

静岡県人事委員会は、静岡県職員の配偶者同行休業に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月24日

静岡県人事委員会委員長 小川良昭

静岡県人事委員会規則13-89

静岡県職員の配偶者同行休業に関する規則の一部を改正する規則

静岡県職員の配偶者同行休業に関する規則（静岡県人事委員会規則13-83）の一部を次のように改正する。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号（第2条関係）

申請年月日 年 月 日		
(任命権者)		
_____様		
申請者 所属名 _____		
職 名 _____		
職員番号 _____		
氏 名 _____ (印)		
配偶者同行休業承認申請書		
承 認		
下記のとおり配偶者同行休業の 期間の延長 を申請します。		
1 申請の区分	<input type="checkbox"/> 配偶者同行休業の承認(2、3及び4に記入) <input type="checkbox"/> 期間の延長(2、3及び5に記入) (<input type="checkbox"/> 再度の延長)	
申請に係る配偶者の氏名等	2 氏 名	
	職 業	
	申請時の所属先の名称 (所在地)	()
	外国滞在事由	()
	外国滞在中の所属先の名称 (所在地)	()
外国滞在事由の 継続する期間	年 月 日から 年 月 日まで	
3 職員及び配偶者の外国滞在中の住所(居所)		
4 申請期間	年 月 日から 年 月 日まで	
5 延長の期間	年 月 日から 年 月 日まで	
既に配偶者同行休業 をしている期間	<div style="border-left: 1px dashed black; border-right: 1px dashed black; padding: 5px;"> 年 月 日から 年 月 日まで (うち、期間の再度の延長の場合における 当初の配偶者同行休業の期間 年 月 日まで) </div>	
6 備 考		

(注) 1 この申請書には、配偶者の外国滞在事由及び休業期間が確認できる書類を添付すること。

2 期間の再度の延長を請求する場合には、「2 申請に係る配偶者の氏名等」欄の「外国

滞在事由」欄の最上欄の括弧内に当該延長が必要な事情を記入し、「5 延長の期間」欄に再度の延長の期間を記入すること。

3 「3 職員及び配偶者の外国滞在中の住所（居所）」欄には、申請時点で未定の場合は「未定」と記入し、申請期間の初日の前日までに外国滞在中の住所（居所）を定め、届けること。

4 「6 備考」欄には、以前に配偶者同行休業をした場合における当該配偶者同行休業の内容（配偶者の外国滞在事由及び休業期間）、配偶者同行休業の期間を初めて延長する場合における当該配偶者同行休業の期間の延長を申請する理由その他任命権者が承認の可否を判断するに当たって必要と思われる事項を記入すること。

5 該当する口には、レ印を記入すること。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。